

ALC Class Unlimited ビジネス英語スクール提携プラン
利用規約・個人情報の取扱いについて

株式会社アルクエデュケーション（以下、「当社」といいます）は、当社が運営する「ALC Class Unlimited」で提供するオンライン英語学習サービス（以下、「本サービス」といいます）において、法人限定ビジネス英語スクール提携プラン（以下、「本プラン」）を提供します。

本プランを法人または法人に準ずる団体（以下、「利用法人」）が利用するにあたり、法人限定ビジネス英語スクール提携プラン利用規約（以下、「本規約」）を以下の通り定めます。

■ 法人限定ビジネス英語スクール提携プラン利用規約

第1条（適用）

1. 本規約は、本プランの利用に関する当社と利用法人との間の権利義務関係を定めることを目的とします。
2. 本プランの利用に関しては、当社との間に既に別の契約があった場合においても、本規約内容が優先して適用されます。

第2条（申込）

本プランは、申込を行う利用法人に所属する研修・福利厚生等の業務を担当する従業員または役員（以下、「担当者」）が、本規約に同意の上申し込みを行い、当社の承諾をもって、これを利用できるものとします。当社の承諾後、担当者が利用法人（利用法人のグループ法人を含む）に所属する従業員または役員（以下、「利用者」）に本サービスの情報を適切に告知することで利用が可能となります。

第3条（本サービスの告知・情報変更）

1. 担当者は、利用法人内の告知媒体を利用し、本サービスの情報を継続的に告知するものとします。
2. 登録した内容に変更があった場合、担当者は速やかに登録情報の変更を行うものとします。なお担当者が登録情報の変更を怠ったことにより生じた不利益、その他の負担に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用の終了）

本プランは、担当者が当社所定の方法で本プラン利用解約の手続きを行うことで、利用を終了することができます。利用終了日以前に利用者が行った申込は、個別契約として有効とし

ます。

第5条（利用の解除）

当社は、利用法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の解除をできるものとします。

1. 反社会的勢力に関与していると判断した場合
- 2 本契約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しない場合
- 3 その他合理的な事由により本サービス利用法人として不適切と当社が判断した場合

第6条（再委託）

1. 当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社自らの判断で第三者に委託することができます。
2. 前項の再委託において、当該第三者に利用者の個人情報を開示する場合は、当社と当該第三者との間で利用者の個人情報の取り扱いに関する契約を締結するものとします。

第7条（個人情報）

1. 当社は利用者の個人情報の保護に最大限の配慮をいたします。本サービスの利用に関連して当社が知り得た利用者の情報について、別途公表している「[プライバシーポリシー](#)」の下、「[個人情報の取り扱いについて](#)」に則り、取り扱うものとします。
2. 当社の「[プライバシーポリシー](#)」、および「[個人情報の取り扱いについて](#)」は各埋め込みのリンクより参照ください。

第8条（利用期限）

本プランの利用は、当社、利用法人の何れからの書面による別段の意思表示が無い限り、自動的に延長されるものとします。

第9条（利用料金、支払方法）

利用料金および支払方法は、別途本プラン利用者向けに定めるとおりとします。

第10条（知的財産権）

本サービスに関する商標、ロゴマーク、教材など、当社に無断で使用することを禁じます。

第11条（本サービス利用規約）

本規約は、利用者当社間で「[ALC Class Unlimited 利用規約](#)」が適用されることを妨げるものではなく、利用者は当社との個別契約のもと本サービスを利用します。

第 12 条（損害賠償）

利用者が本利用規約に違反し又は不正行為により当社に対し損害を与えた場合、当社は利用者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。

第 13 条（免責事項）

本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者又は第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重大な過失による債務不履行が原因である場合はこの限りではありません。

第 14 条（協議事項）

本利用規約に定めのない事項、条項の解釈に疑義を生じた事項、及び本利用規約に記載されていない事項については、当社と担当者で誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

2024 年 1 月 5 日制定